NEWS RELEASE
Chugoku Transport & Tourism Bureau

人と物の移動を見つめ支えます
国土交通省中国運輸局

平成30年11月2日

指定自動車整備事業者の取消し処分について

広島県内の指定自動車整備事業者※に対して、下記のとおり、指定自動車整備事業の指定の取消し処分等を行いましたので、お知らせします。

記

１．行政処分年月日：平成３０年１１月２日（処分権者　中国運輸局長　土肥（どひ）　豊（ゆたか））

２．事業者の名称：日本自動車株式会社（法人番号：8240001032886）
　　住　　所：広島県福山市新涯町

３．処分対象事業場：日本自動車株式会社
　　所　在　地：広島県福山市新涯町

４．行政処分の内容：指定自動車整備事業の指定の取消し
（取消年月日：平成３０年１１月２日）
自動車分解整備事業の認証の取消し
（取消年月日：平成３０年１１月２日）

５．主な違反内容：①指定自動車整備事業関係
点検整備及び検査を全て実施せずに適合証を交付したこと（３１台）
（道路運送車両法第 94 条の 5 第 1 項違反）
②自動車分解整備事業関係
ペーパー車検での車検手続きを行ったこと（３１台）
（道路運送車両法第 94 条の 5 違反）

※　指定自動車整備事業者とは、自動車分解整備事業者のうち、検査設備を有するなど一定の要件を満たし、地方運輸局長が指定した者。当該事業場（いわゆる民間車検工場）において点検整備及び検査を実施してから交付する「保安基準適合証」を運輸支局等へ提出することにより、現車提示を行わずに車検手続きを行うことができる。

【問い合わせ先】
中国運輸局自動車技術安全部　整備・保安課
（担当）中村・梶原　　TEL　082-228-9142　FAX　082-228-9148
【配布先】
JR 記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、県警記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ

【参考条文】

道路運送車両法（抜粋）（昭和２６年６月１日法律第１８５号）

（事業の停止等）

第９３条　地方運輸局長は、自動車分解整備事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、３月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

（１）この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

（保安基準適合証等）

第９４条の５　指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第１６条第１項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第６９条第４項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第６３条第２項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

（保安基準適合証の交付の停止等）

第９４条の８　地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、６月以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。

（１）この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。